

## 京都市学校部活動及び地域クラブ活動推進方針（案） 並びに市民意見の募集について

少子化が進む中、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保する等の観点から、国においては、中学校の学校部活動を段階的に地域クラブ活動へと地域展開（※）することが示されています。

本市では、この間、中学校の休日部活動の運営について、民間事業者や大学等と連携した実践研究をはじめ、生徒や教員、地域スポーツ団体対象のアンケート調査などに取り組むとともに、令和 6 年 1 月には、有識者、地域スポーツ・文化芸術団体、学校及び保護者の関係者からなる「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方検討会議」を設置し、子どもたちはもとより、市民の皆様が将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に継続して取り組める環境づくりに向け、議論・検討を進めてまいりました。

このたび、「京都市学校部活動及び地域クラブ活動推進方針（案）」をとりまとめ、市民意見募集を実施致しますので、御報告します。

※ スポーツ庁及び文化庁の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」で整理された中間とりまとめ（令和 6 年 12 月）では、改革の理念などをよりの確に表すため、「地域移行」から「地域展開」に名称変更。

### 1 推進方針の位置付け

国において令和 4 年 12 月に策定された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、都道府県及び市区町村は、例えば、推進計画の策定等により、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、地域スポーツ・文化環境整備のための部活動の段階的な地域連携・地域移行の取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組の内容、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるように取り組むこととされており、本推進方針は、国のガイドラインで示される本市の推進計画と位置付ける。

### 2 推進方針策定の背景

- ・ 学校部活動は、生徒が興味関心に応じて自主的・自発的に活動する中で、個性や能力を伸長し、目標に向かって粘り強く取り組む力や協調性などを育む教育活動として、学校現場に定着し多くの教育的効果を挙げてきた。
- ・ しかし、昨今の少子化により、京都市立中学校の生徒数は昭和 25 年以降のピーク（昭和 37 年度）から 7 割弱減少し、平成 4 年度から令和 6 年度の約 30 年間で、生徒数は 4 割減、部活動数は、例えば運動部活動が 25%減となっている。
- ・ こうした結果、生徒の希望する競技や文化芸術活動ができる部活動が学校になかったり、少人数のために団体種目等では実戦的な活動ができなくなったりするなど、様々

な課題が全国的に生じてきており、本市も同様である。また、学校部活動が教員の長時間勤務の大きな要因の一つとなっている。

### 3 京都市学校部活動及び地域クラブ活動推進方針（案）の概要 別紙 1

#### (1) 全体構成

以下のとおり。

##### はじめに

部活動の意義や現状の課題、国及び本市での検討経過を記載。

##### 1 推進方針策定の理念・趣旨

理念・趣旨として、本推進方針の実現を通して目指す社会像等について記載。

##### 2 これまでの学校部活動をめぐる動き

本市の部活動の現状や外部コーチ派遣・合同部活動実施等のこれまでの取組経過、国における動きと本市が実施した実践研究事業の成果と課題、生徒や教員、地域スポーツ団体へのアンケート調査や生徒との意見交換を通して見出された内容等を記載。

##### 3 豊かな環境づくりに向けた本市が目指す将来像と具体的枠組

子どもたちはもとより、教員、スポーツや文化芸術活動の関係者、指導を希望する人、保護者、地域それぞれの視点からの望ましい将来像（目指す姿）を検討した上で、2で示した実践研究やアンケート調査等も踏まえ、本市が目指す将来像や具体的枠組について記載。

##### 4 本市が目指す将来像及び具体的枠組の実現に向けた基本的な考え方や諸課題

3で示した具体的枠組（「京都版地域クラブ（仮称）」や「放課後活動」）の実現に向け、検討すべき課題等の事項等を記載。

##### 5 今後の進め方

今後の本市のスケジュールや取組内容を記載。

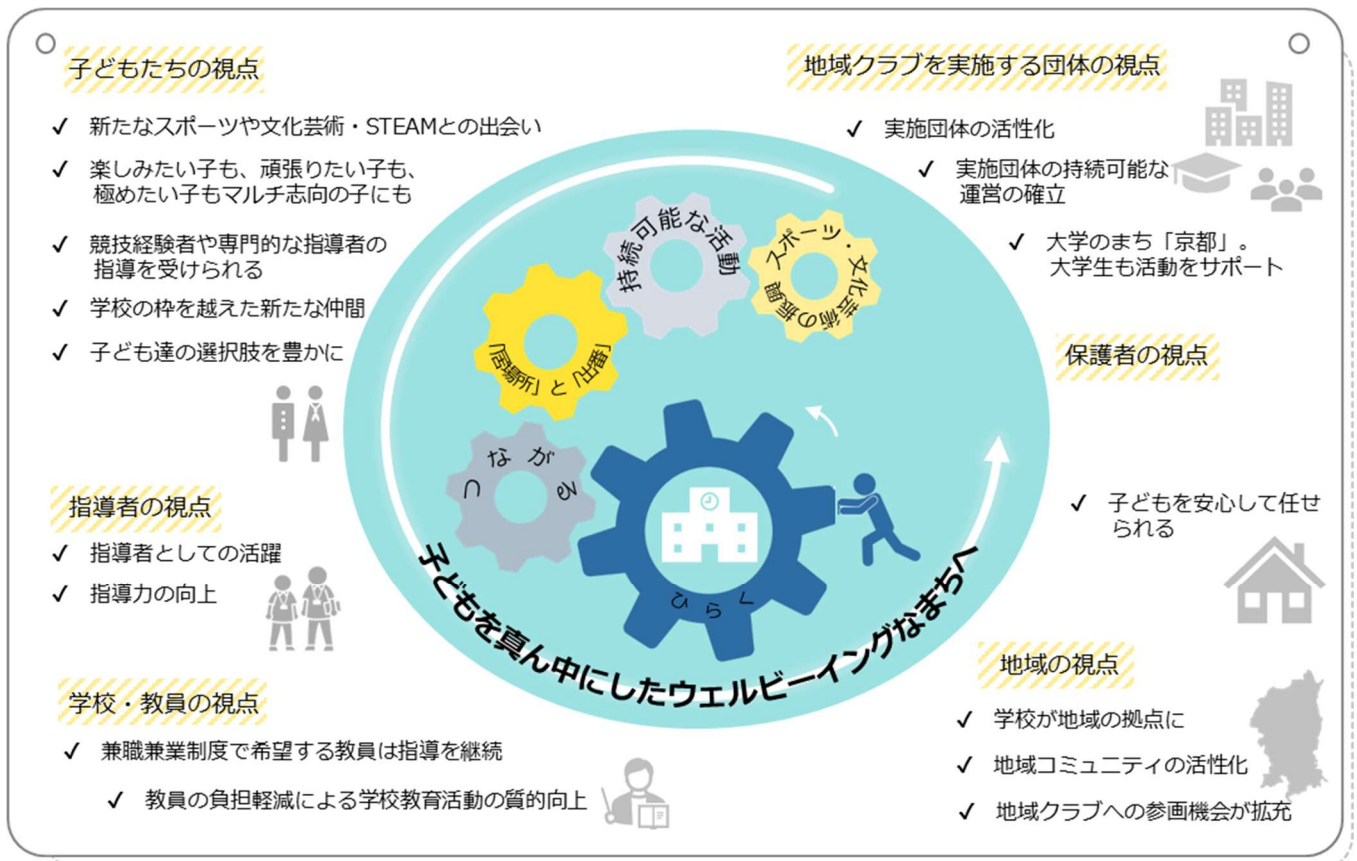
#### (2) 推進方針策定の理念・趣旨等

- ・ まち中に豊かなスポーツや文化芸術があふれ、子どもたちはもとより、市民の皆様が将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に継続して親しめる環境づくりを通して、全ての人に「居場所」と「出番」がある、子どもを真ん中にしたウェルビーイングなまちを実現する。
- ・ 地域全体で子どもたちの多彩な体験を支え、育むため、本市内のまち中に子どもたちが夢中に取り組めるスポーツ・文化芸術があふれる環境づくりに向けて取り組み、更なる子育て環境の充実及び地域コミュニティの活性化を通じて京都ならではのまちづくりにつなげる。
- ・ 本推進方針は、主に本市が設置する中学校（義務教育学校後期課程を含む。）に在籍する生徒を対象とする。

### (3) 本市が目指す将来像

- 子どもたちが、学校の垣根を越えてつながり、平日・休日問わず、様々なスポーツ・文化芸術活動等の中から、複数の活動を経験できるような環境整備に向け、地域全体で支える仕組みづくりを目指し、子どもたちの多様な志向等に応じながら、家庭の経済状況等に関わらず参加できる環境を検討する。
- 子どもたちにとって活動内容の選択肢が広がり、また、各競技・活動団体にとっても、参加人口の維持・拡大や各競技・活動の振興が図られるものとなることを目指す。
- 多様な活動の場として学校が開かれ、地域の多世代の人々のスポーツ・文化芸術活動の拠点となることで、地域コミュニティの活性化や市民の活躍の場の拡大に繋げる。
- 指導を希望する教員の積極的な参画と、教員としての業務に専念できる環境を両立し、学校教育活動の一層の質の向上に繋げる。

### <「本市が目指す将来像」の概念図>



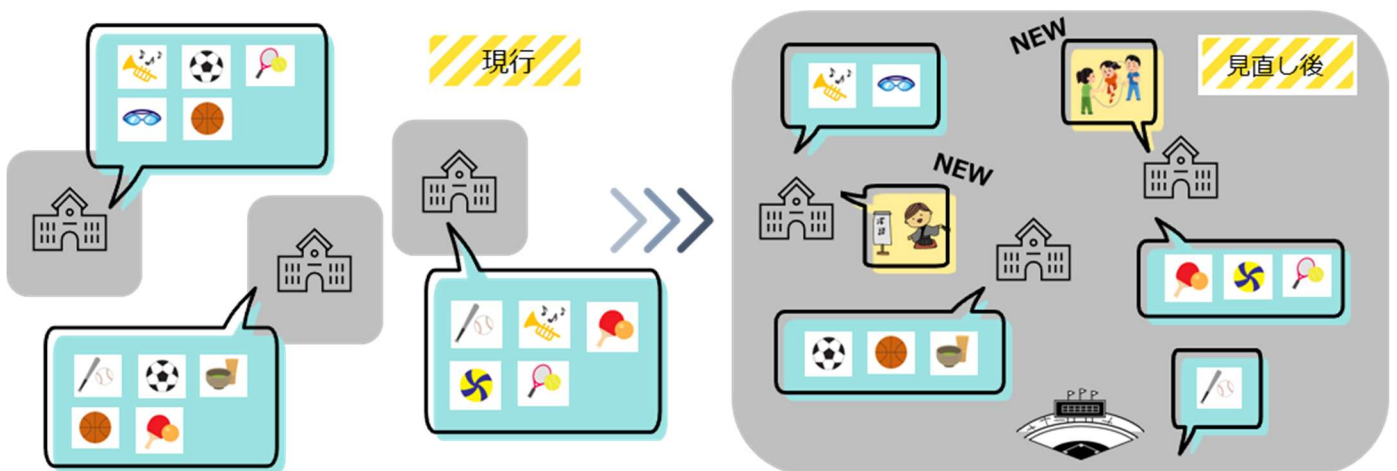
### (4) 具体的枠組

上記(3)を踏まえ、本市が目指す将来像を実現するための具体的な枠組として、市立中学校の従来の部活動は廃止し、部活動の教育的意義を継承する「京都版地域クラブ(仮称)」(学校管理外)を創設した上で、各校で、生徒が主体的に活動する「放課後活動」(学校管理内)も実施する。

## ア 京都版地域クラブ（仮称）（学校管理外）

- ・ 部活動が担ってきた教育的意義を引き継ぎ、生徒にとってより選択肢が広がるような、在籍する学校の枠を越えて参加できる「地域クラブ活動」を創設する（既存の民間のクラブチーム等と区別するため、本市独自の呼称を検討。本方針では、「京都版地域クラブ（仮称）」とする。）。
- ・ 多様な活動の中から等しく選択できる環境を整備するため、生徒の移動距離等を考慮した身近な地域（例：行政区や複数の中学校のまとまり）ごとに、バランスよく活動場所や活動内容を設定する。
- ・ 活動場所として、学校施設を積極的に活用することを想定する。
- ・ 既存の民間のクラブチーム等に広く参画を呼び掛けるとともに、必要となる新たな実施主体を整備するなど、今後詳細を検討する。
- ・ 参加に必要な費用は、原則本人負担となるが、家庭の経済格差が生徒の体験格差に繋がることのないよう、費用支援の在り方を検討する。

### （イメージ図）



- ・ 学校ごとに様々な部活動（種目）を実施。

- ・ 生徒の移動距離等を考慮し、身近な地域にバランスよく様々なクラブ（種目）の活動場所を設置。
- ・ これまでになかった新しい活動も想定。
- ・ 設置場所は学校を基本とするが、学校以外の施設利用も想定。

## イ 放課後活動（学校管理内）

- ・ 「京都版地域クラブ（仮称）」を創設した上で、本市独自の取組として、生徒の平日放課後の校内での居場所や、活動場所の確保を目的に、生徒が主体的に活動できる機会として、各学校体制等の状況に応じ、在籍生徒を対象に行う取組。
- ・ 教員は、従来の学校部活動の顧問のような指導者としてではなく、生徒の主体的な活動に対し、安全面等での必要な指導や生徒からの相談への対応等、教育的な面で、必要に応じて支援的に関わることを想定。
- ・ 活動する目的、内容及び期間等は、生徒の希望や学校の実態等を踏まえる。また、現在、学校教育活動（教科や学校行事等）と密接に関連した活動を行っている学校

部活動（例：美術、理科、家庭科、放送など）に興味関心のある生徒の継続した活動の場としても想定。

## **（５）実施時期**

- ・ 令和 6 年 12 月に「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」で整理された中間とりまとめでは、令和 8 年度から令和 13 年度を「改革実行期間」と位置付け、休日部活動は、令和 13 年度までに原則、地域展開の実現を目指すことや、平日部活動は、各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進することが示された。
- ・ また、令和 9 年度に全国中学校体育大会が京都を含む近畿ブロックで行われることが既に決定され、令和 10 年度中には、本市立中学校での全員制給食が実施される予定で、全員制給食の実施に伴う時間割の大幅な見直しと放課後時間への影響が見込まれる。
- ・ こうした現状を踏まえ、令和 9 年度までは現行の学校部活動を基本的には維持しつつ、実践研究を進めた上で、令和 10 年度から、競技や活動内容ごとに、「京都版地域クラブ（仮称）」や「放課後活動」を順次実現することを目指す。なお、可能なところから順次先行実施し、移行期間は令和 13 年度までを目安とする。

## **（６）今後の諸課題**

### **ア 京都版地域クラブ（仮称）についての検討事項**

- ・ 実施主体の確保や参画方法、設置に係る相談等に対応するための組織的な機能の在り方。
- ・ 指導者の確保や指導技術の担保、体罰やハラスメントの根絶など適切な指導を行うための研修等の在り方。
- ・ 生徒の多様な志向やインクルーシブの視点も踏まえた活動内容の在り方。
- ・ 現行の本市部活動ガイドラインの主旨も踏まえた「京都版地域クラブ（仮称）」のためのガイドラインの在り方。
- ・ 家庭の経済状況に関わらず、希望する生徒が参加できるための公費負担の在り方。
- ・ 民間企業や大学等との連携の在り方。
- ・ 学校単位を中心とした現行の大会等の形から、今後、「京都版地域クラブ（仮称）」として参加することに伴う大会等の在り方。

### **イ 放課後活動についての検討事項**

- ・ 円滑な実施に向けた共通理解と活動内容・日数等の在り方。
- ・ 外部人材活用等の在り方。

## **（７）今後の進め方**

- ・ 本方針をもとに、引き続きより良い方法や具体的方策を検討し、令和 7 年度中に、将来像実現に向けて取り組むべき具体的内容、年次計画、課題への対応の方向性等を盛り込んだ「実施計画」の策定を目指す。

- ・ 「京都版地域クラブ（仮称）」や「放課後活動」の実施に向けた実践研究を進めるとともに、生徒や保護者、想定される実施主体、市民等に対し、本市推進方針の内容の周知等に取り組む。
- ・ 実践研究等を通じて発生した課題、更に新たに把握した状況に応じて、適宜、見直しを行いながら取組を進める。

#### 4 市民意見の募集

本推進方針（案）の概要版を作成し広く市民意見を募集するとともに、子どもにもわかりやすく内容を伝えるための子ども版も作成した上で、子どもからも積極的に意見を出してもらえるように取り組む。

##### （1）募集期間

令和7年2月28日（金）～3月31日（月）

##### （2）周知方法

###### ア 周知する資料

- ・ 「京都市学校部活動及び地域クラブ活動推進方針（案）」冊子 

別紙1
-----
- ・ 「京都市学校部活動及び地域クラブ活動推進方針（案）」概要版 

別紙2
-----
- ・ 「京都市学校部活動及び地域クラブ活動推進方針（案）」子ども版 

別紙3
-----

###### イ 配布先

京都市情報館（ホームページ）での掲載  
 本市立小学校・中学校・義務教育学校・総合支援学校への周知（学校を通した児童生徒への声掛け、保護者連絡ツールでの配信）  
 スポーツ関係団体、文化芸術関係団体への周知  
 区役所・支所、京都市図書館、青少年科学センター等への配架

###### ウ 提出方法

ウェブフォーム、電子メール、FAX、郵送、持参

#### 5 今後の予定

市民の皆様から寄せられた御意見を踏まえ、令和7年5月頃に、本市推進方針を策定・公表予定。

## 1 本市学校部活動の現状・取組

○学校数・生徒数（令和6年度、義務教育学校含む。）

- ・学校数72校
- ・生徒数26,642人 ※昭和37年度（79,707人）から63年間で66.6%減。

○部数・加入率（令和6年度）

	部数（※）	指導者	加入生徒数	加入率
運動部	792部	1,390人	15,492人	58.1%
文化部	253部	526人	5,973人	22.4%

※男女別の部は、男女別でカウントして集計。

○運動部では、陸上（110）、バスケットボール（106）、バレーボール（84）、ソフトテニス（82）、卓球（81）、野球（65）、サッカー（64）が多く、文化部では、美術工芸系（64）、吹奏楽（62）が多い状況。 ※（ ）内は部数。

○これまでの本市の主な部活動改革の取組（ ）内は令和5年度

- ・外部コーチ及び吹奏楽技術者の派遣（253人）
- ・部活動指導員の任用（221人）
- ・単独校でチームが組めない等を理由とする合同部活動（28合同部）
- ・在籍校に希望する運動部がない場合、他校の運動部に参加できるブロック内選択制部活動（11種目）

## 2 国の動き

○ 令和2年9月、文部科学省が「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を全国に通知。令和5年度以降、休日の学校部活動を段階的に地域に移行する方針が示される。

○ 令和4年12月、スポーツ庁及び文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定。休日の部活動の段階的な地域移行について、令和5年度から令和7年度を「改革推進期間」と位置付け、地域連携・地域移行に取り組み、可能な限り早期の実現を目指すことが示される。

○ 令和6年8月、スポーツ庁及び文化庁が、部活動地域移行に係る課題整理や、改革推進期間終了後の令和8年度以降の地域クラブ活動への支援策等について検討する「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」を新たに設置。

○ 令和6年12月、上記実行会議で整理された「中間とりまとめ」では、令和8年度から令和13年度を「改革実行期間」と位置づけ、休日の部活動は、令和13年度までに原則、地域展開（※）の実現を目指すことや、平日の部活動は、各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進することが示された。

※ 国において改革の理念などをよりの確に表すため、「地域移行」から名称変更。

## 3 本市の取組

### （1）実践研究事業

国の方針を受け、本市では令和3年度以降、学校部活動のうち、特に休日活動の運営について、民間企業が主体となって運営を行う取組（学校管理外）や、教員の補助として大学、プロスポーツチーム及び総合型地域スポーツクラブから指導者を派遣してもらう取組（学校管理内）に関する実践研究事業を実施。

<実践研究事業の一覧>

年度	区分	連携先	実施校数
令和3年度	管理外	(株)リーフラス	1校 2部活
令和4年度	管理外	(株)リーフラス	2校 4部活
	管理内	大阪成蹊大学等	8校 13部活
令和5年度	管理外	(株)リーフラス	7校 9部活
	管理内	大阪成蹊大学等	9校 18部活
	管理内	京都カグヤライズ	1校 1部活
令和6年度	管理外	(株)スポーツデータバンク	14校 20部活
	管理内	大阪成蹊大学等	18校 31部活
	管理内	総合型地域スポーツクラブ	1校 1部活
	管理内	京都ハンナリーズ	2校 2部活
	—	エリア制合同部活動 ※	2校 4部活

※ 学校部活動の地域展開に向けた取組の一つとして、部員数等に関わらず、エリア単位での合同部活動を行い、生徒にとって豊かな活動の実現や教員の負担軽減を目指すもの。

(2) アンケート調査等

○生徒向けアンケート調査

<調査対象等>

日 程：令和5年8月24日～9月15日

対 象：市立中・義務教育学校の抽出校12校の1, 2学年 約3, 400名

回答数：2, 291人 (回答率68.0%)

○市立中学生へのヒアリング調査 (意見交換)

<調査対象等>

日 程：令和6年9月3日

内 容：市立中学校生徒10名との意見交換 ※本検討会議委員の一部委員も参加。

生徒属性：運動系部活4名、文化系部活6名。うち、民間のクラブチーム等にも所属5名。

○教員向けアンケート調査

<調査対象等>

日 程：令和5年7月19日～8月4日

対 象：中学・義務教育学校の主幹教諭・指導教諭・教諭・常勤講師等、約2, 000名

回答数：1, 358人 (回答率69.9%)

○地域スポーツ団体向けアンケート調査

<調査対象等>

日 程：令和5年5月～7月

対象及び回答数・回答率)：

(1) 地域スポーツ団体の各チーム等 (団体)

・ 回答数115 (以下内訳)

・ 競技団体加盟の市内各チーム等：回答数81

・ 京都市スポーツ少年団の各チーム：回答数29 (回答率17%)

・ 市内の各総合型地域スポーツクラブ：回答数5 (回答率56%)

(2) 京都市体育振興会の各クラブ (団体)

・ 回答数591 (回答率38%)

(3) 京都市スポーツ推進委員 (個人)

・ 回答数204 (回答率40%)